

麗澤大学経済学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程(令和2年度以降入学者用)

令和2年4月1日制定

令和5年4月1日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学学則（以下「学則」という。）第46条の3の規定に基づき、経済学部の授業科目の履修及び単位認定について定めることを目的とする。

(教育課程の編成)

第2条 経済学部の教育課程は、次の各号に掲げる専攻ごとに編成する。

- (1) 経済専攻
- (2) 観光・地域創生専攻
- (3) 経営専攻
- (4) A I ・ビジネス専攻
- (5) スポーツビジネス専攻

2 学生は入学時に、前項に規定する専攻のうち1つを選択し、その専攻（以下「自専攻」という。）の教育課程に従って授業科目を履修するものとする。

3 前項で選択した専攻は、入学後2年以内に限り、変更することができるものとする。この場合の手続き等については、麗澤大学転部・転科・転専攻に関する規程の定めるところによる。

(授業科目の区分)

第3条 前条の各専攻に開設する授業科目は、専攻専門科目、共通科目、キャリア科目に区分される。

2 前項の専攻専門科目は、さらに基礎科目、基礎専門科目及び上級専門科目に区分され、基礎専門科目及び上級専門科目はA群科目及びB群科目に区分される。

3 第1項の共通科目は、さらに道徳科目、データサイエンス科目及び教養科目に区分される。

4 前3項の各科目区分に開設される授業科目の配当年次及び履修方法は、【別表1～3】の通りとする。

(順次履修)

第4条 【別表1～3】の「順次履修欄」に「★」印が記載された授業科目については、ローマ数字の小さい順に履修する（Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→…の順で履修する）ことを原則とする（以下、「順次履修」という。）。なお、この場合において、例えば、「Ⅰ」は「Ⅱ」に対して「下位の科目」、「Ⅱ」は「Ⅰ」に対して「上位の科目」とする。

2 順次履修において、上位の科目を履修する場合は、下位の科目の単位を修得することが必要となる。ただし、学部が認める理由によって順次に履修できない場合は、下位の科目の単位を修得しなくても上位の科目の履修を許可する場合がある。

3 授業科目名の末尾に「A B C D…」等のアルファベットが付されたものについては、原則としてアルファベットの順によらず、履修できるものとする。ただし、担当教員が授業内容の継続性や関連性等を考慮して、個別に履修条件を設定する場合は、その指示に従わなければならない。

(必修、履修必修、選択必修、選択の定義)

第5条 第6条以降に規定する卒業に必要な単位に関する「履修区分」の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 必修科目 卒業のために必ず単位修得しなければならない科目。単位が修得できるまで、定められた方法によって再履修しなければならない。
- (2) 履修必修科目 経済学部が履修することを必要と認め、履修が義務付けられる科目。単位修得できなかった場合、原則として再履修は認めない。
- (3) 選択必修科目 卒業に必要な単位数が定められた科目群に含まれる科目の中から、任意に選択することができる科目。
- (4) 選択科目 学生が任意に選択できる科目。

(修得必要単位数)

第6条 各専攻の卒業に必要な単位数は、次の【表1】に示すとおり、各科目区分の修得必要単位数を充足した合計124単位とする。

【表1】各専攻の修得必要単位数

科目区分		履修区分	経済	観光・地域創生	経営	AI・ビジネス	スポーツビジネス
専攻専門科目	基礎科目	必修	8	8	8	8	8
	基礎専門科目	A群	12	12	18	16	18
		B群	30	30	30	30	30
	上級専門科目	A群	18	18	16	12	16
		B群	34	34	34	34	34
	共通科目	道徳科目	必修	4	4	4	4
データサイエンス科目		選択必修	22	22	22	22	22
教養科目							
キャリア科目	選択必修	4	4	4	4	4	
自由選択科目	選択	22	22	22	22	22	
修得単位合計			124	124	124	124	124

- 2 3年以上在学した者が、第1項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績ですべて修得し、本学大学院経済研究科への進学を希望する場合は、早期卒業を認めることがある。
- 3 早期卒業に関する必要事項は、別に定める。

(専攻専門科目の履修方法)

第7条 各専攻の専攻専門科目については、【別表1】に示すとおり、基礎科目、基礎専門科目及び上級専門科目を履修し、各科目区分の必要単位数を修得する。

(共通科目の履修方法)

第8条 共通科目については、【別表2】に示すとおり、道徳科目、データサイエンス科目及び教養科目を履修し、各科目区分の必要単位数を修得する。なお、日本語科目は、日本語の学力判定の結果に基づき指定された外国人留学生及び帰国子女学生が履修するものとする。

(キャリア科目の履修方法)

第9条 キャリア科目については、【別表3】に示すとおり、選択履修し、必要単位数を修得する。

(自由選択科目の履修方法)

- 第9条の2 第7条～第9条に定められた科目区分等ごとの必要単位数を超えて修得した科目は、自由選択科目の必要単位数に含めることができる。
- 2 前項の必要単位数には、第11条に規定する教職に関する科目を含めることができない。ただし教職に関する科目のうち各専攻の専攻専門科目に配置されている科目については含めることができる。
  - 3 他学部及び本学大学院で開設する科目を履修した単位数は、自由選択科目の必要単位数に含めることができる。

(3年次配当科目の履修条件)

第10条 3年次配当科目の履修に当たっては、2年次終了までに、次の各号に掲げる条件をすべて満たし、かつ合計40単位以上を修得していなければならない。

- (1) 基礎科目から4単位以上
  - (2) 基礎専門科目から16単位以上
  - (3) 共通科目から12単位以上
- 2 2年次で海外提携大学に留学する場合の履修条件は、別に定める。

(留学時の履修及び単位認定)

第10条の2 留学先の大学において履修し、単位を修得した科目を本学で修得した科目として単位認定する場合は、次の各号に掲げる内容を参考に留学先により個別に定める。

- (1) 卒業に必要な要件で必修科目としている科目は、当該科目名に読み替えて単位認定を行う。
- (2) 教職免許状取得に必要な科目は、当該科目名に読み替えて単位認定を行う。

(3) 前2号以外の科目については、相当する科目区分の科目として留学先で修得した科目名で単位認定を行う。

(教職に関する科目の履修方法)

第11条 教職に関する科目の履修方法は、麗澤大学学部の教職に関する科目の履修規程に従うものとする。

(検定試験等による単位認定)

第12条 専攻専門科目の基礎専門科目及び共通科目については、学則第49条の2(大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修)に相当する語学検定・資格検定等の学修の成果により、【別表5】に基づき単位を認定する。ただし、日商簿記3級及び2級を除き、この学修は、申請日から起算して2年以内に修得したものに限る。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、「単位認定申請書」に「当該学修の成績証明書等」を添付して所定の期日までに教務・国際交流課に提出するものとする。
- 3 一度単位認定を受けた場合の2回目以降の認定単位数は、成績表に基づく認定単位数からすでに認定を受けた単位数を差し引いた単位数とする。
- 4 前3項により単位認定を受ける者のうち、入学前に日商簿記3級の資格を取得していた者については、認定単位数内で、簿記実務演習(中級)A・B・Cならびに会計学原理、原価計算論の先行履修を認める。この認定を受けようとする者は、入学年度の履修登録日までに「先行履修申請書」に「当該学修の成績証明書等」を添付して教務・国際交流課に提出しなければならない。

(履修科目の登録・履修者数の調整)

第13条 授業科目の履修にあたっては、定められた期日までに履修科目の登録(以下「履修登録」という。)をしなければならない。

- 2 履修登録科目の取消しは、定められた期間に行わなければならない。ただし、通年科目については、第2学期での取消しは認めない。
- 3 履修科目の授業時間が重なっている科目の重複登録は原則として認めない。
- 4 既に単位を修得した科目の履修登録は認めない。
- 5 授業を行う上での適正規模を維持するために、履修者数の調整を行うことがある。

(履修登録単位数の上限)

第14条 学生が各学期に登録できる履修科目の合計単位数は、20単位を限度とする。

2 前項の定めには次の各号に掲げる単位は含めないものとする。

- (1) 教職に関する科目
- (2) 第12条に定める検定試験等による認定科目
- (3) 千葉県単位互換制度による履修科目
- (4) 短期海外研修による認定科目
- (5) 海外留学提携校への留学で修得した単位互換科目
- (6) 集中講義科目

- 3 第1項の定めにかかわらず、卒業年次あるいは特別な事情がある場合には、限度単位数を超えて履修登録できる。

(履修許可を必要とする授業科目)

第15条 「自主企画ゼミナール」を履修する場合は、あらかじめ経済学部運営委員会の議を経て許可を得なければならない。

(履修年次の例外)

第16条 一部の授業科目については、教育効果を高めるため、【別表1～別表3】で定めた配当年次よりも前の年次で履修させることがある。

- 2 前項の履修方法及び対象科目は、別に定める。

(単位認定の時期)

第17条 単位の認定は学期ごとに行うことを原則とする。一度認定した単位については、原則として変更を認めない。

(成績評価)

第18条 成績評価のS・A・B・C・D・Eは、次の【表2】に基づくものとする。

【表2】

評価	S	A	B	C	D	E
取得点数	100～90	89～80	79～70	69～60	59～40	39～0

- 2 学則第49条及び第50条の規定に基づいて他大学等において履修した科目を認定したときは、前項の表記によらず、「T」(Transfer)表記とする。
- 3 学則第49条の2の規定に基づいて学修した科目を認定したときは、前2項の表記によらず、「P」(Pass)表記とする。

(単位修得に必要な出席時数・公欠等)

第19条 各科目における単位修得の条件については、原則としてシラバスで定める。

- 2 単位を修得するには、原則として出席時数が授業時数の3分の2以上なければならない。ただし、このことは、それ以上出席すれば自動的に単位が修得できることを意味するものではない。
- 3 次の各号に掲げる事由による授業の欠席は止むを得ないものとみなし、「公欠扱い」とする。この取扱いを希望する学生は、所定の用紙により所轄部署を通じて担当教員に届け出なければならない。
- (1) 学生が学生代表として、大学が特に認める行事に参加するとき
  - (2) 他団体等からの要請を受けて経済学部運営委員会にて「公欠扱い」と認定されたとき
  - (3) 配偶者及び2親等以内の親族が死亡したとき（配偶者10日以内、父母（養父母を含む）7日以内、祖父母、兄弟姉妹3日以内）
  - (4) 教育職員免許状取得のための教育実習及び介護等体験に参加するとき
  - (5) 授業に伴うボランティア活動に参加するとき
  - (6) 学校保健安全法に基づき出席停止となる感染症に罹患したとき

- (7) 裁判員候補者又は裁判員として裁判所の呼び出しに応じて出頭するとき
- (8) その他本学が認めたとき

(追試験)

第 20 条 止むを得ない事由で単位認定に必要な試験を受けられない者のために、「追試験」を行うことがある。追試験を希望するときは、あらかじめその理由を証明する文書を添付した「追試験願」を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 追試験料は、1 科目につき 1,000 円とする。
- 3 前項の追試験料は、次の各号に掲げる理由の場合で、その事実を証明する書類を添付して願い出があった時は徴収しない。
  - (1) 公欠対象の法定伝染病…安静治療、隔離を要する旨を明記した診断書
  - (2) 忌引(二親等以内)…会葬礼状等
  - (3) 公共交通機関の遅延…当該交通機関の遅延証明書

(再試験)

第 21 条 卒業見込者（履修登録した科目の単位を修得することにより卒業必要単位を満たす可能性のある者）で、履修した一部の科目が単位不認定のため卒業必要単位数を充足できなかった学生に対し、「再試験」を行うことがある。再試験の対象となるためには、第 19 条に規定する出席時数を満たし、かつ第 18 条に規定する成績評価が「D」（59 点～40 点）でなければならない。再試験の実施要領は次のとおりとする。

- (1) 再試験は、2 科目を限度として学生の願い出に基づき実施する。
- (2) 再試験の対象科目は、当該年度に履修登録した科目とする。ただし、集中講義の科目及びゼミナール I～IV は対象から除く。
- (3) 実施時期は、第 1 学期については 8 月下旬とし、第 2 学期については 2 月下旬とする。
- 2 再試験料は、1 科目につき 1,000 円とする。

(再試験による評価点)

第 22 条 再試験によって単位を認定する場合の評価点は、次の【表 3】に基づくものとする。

【表 3】

取得点数	評価点	取得点数	評価点
100～96	69	79～76	64
95～92	68	75～72	63
91～88	67	71～68	62
87～84	66	67～64	61
83～80	65	63～60	60

(編入及び転部・転専攻学生に関する履修の取り扱い)

第 23 条 編入及び転部・転科・転専攻学生に関する履修の取り扱いは別に定める。

(事務の所管)

第 24 条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・国際交流課が所管する。

(規程の改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、経済学部運営委員会及び大学執行部会議の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。

2 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改定施行する。

3 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から改定施行する。